（音声の送受信による通話の方法による配当期日）

第六十条の二　法第八十六条第一項に規定する方法によつて配当期日における手続を行うときは、執行裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を配当期日の調書に記載しなければならない。

（執行力のある債務名義の正本の交付）

第六十二条　［略］

［２・３　略］

4　前三項の規定は、事件特定情報を提供した差押債権者又は配当要求をした債権者については、適用しない。

（供託に係る債権者の届出の方式）

第六十二条の二　法第九十二条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　事件の表示

二　債務者の氏名又は名称

三　供託の事由が消滅した年月日

（供託の事由が消滅していない旨の届出の方式）

第六十二条の三　法第九十二条第四項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　事件の表示

二　債務者の氏名又は名称

三　供託の事由が消滅していない旨

2　前項の書面には、供託の事由が消滅していない理由を記載するものとする。

（配当等の実施の予告）

第六十二条の四　執行裁判所が法第九十二条第五項の規定により配当等を実施する旨の決定をするに当たつては、裁判所書記官は、あらかじめ、当該供託に係る債権者に対し、同条第三項の規定による届出又は同条第四項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは当該供託に係る債権者を除外して同条第一項及び第二項の規定により供託金について配当等を実施することとなる旨を通知するものとする。

（給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第六十四条の二　［略］

2　法第九十三条の三前段の規定による催告に対する給付義務者の陳述は、書面でしなければならない。

（強制競売の規定の準用）

第七十三条　第二十三条（第三号及び第四号を除く。）、第二十三条の二（第四号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで及び第六十二条の規定は強制管理について、第五十九条から第六十一条まで及び第六十二条の二から第六十二条の四までの規定は強制管理につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「法第四十七

［新設］

（執行力のある債務名義の正本の交付）

第六十二条　［同上］

［２・３　同上］

［新設］

［新設］

（給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第六十四条の二　［同上］

2　法第九十三条の三前段の規定による催告に対する給付義務者の陳述は、書面でしなければならない。この場合において、給付義務者は、当該書面に押印することを要しない。

（強制競売の規定の準用）

第七十三条　第二十三条（第三号及び第四号を除く。）、第二十三条の二（第四号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで及び第六十二条の規定は強制管理について、第五十九条から第六十一条までの規定は強制管理につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「法第四十七条第一項」とあるのは「法第九十三条の二」